令和６年９月現在

〔しんきんリフォームプラン〕

ご利用いただける方	① 満２０歳以上である方 ② 安定継続した収入がある方 ③ 次のいずれにも該当しない方 ・ 仮差押・差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始の申立があった方 ・ 租税公課を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 支払いを停止した方　・延滞債務のある方 ・ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方　　・制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 ④ 日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者である方 ⑤ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方
ご　返　済　方　法	元利均等分割返済、元金均等分割返済（ボーナス返済併用もできます）
保 証 人 ・ 担 保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は原則不要です
必　要　書　類	① 本人確認書類 運転免許証(表裏) ※運転免許証を取得していない場合 個人番号カード（表のみ)、健康保健証、顔写真付住民基本台帳カード（表裏)、運転経歴証明書（表裏） ※申込人が日本国籍以外の場合 本人確認書類に加えて、在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本（在留資格の記載のあるもの）のいずれか ② 年収確認書類 ＊申込金額１００万円以下の場合は不要 ・ 市町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その２（所得金額用）等） ・ 確定申告書の控 ・ 源泉徴収票 ・ 給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票がとれない場合） ・ 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳、電算機打出資料（前年１月～１２月に振込まれた年金額が確認できるもの） ・ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付支給決定通知書 ③ 資金使途確認書類 ・ 見積書、注文書、請求書、工事請負契約書等、資金使途が確認できる書類 ※借換えが含まれる場合 ・ 借換え対象ローンの融資残高ならびに本人名義の借入であることがわかる融資残高確認書類（アドオン方式の返済予定表等で融資残高が判明しない場合は、別途、残高証明書等を徴求） ・ 借換え対象ローンの資金使途が確認できる書類（返済予定表、申込書控、資金使途確認書類等）

	④ 振込依頼書 所要資金支払方法が振込の場合に必要となります ⑤ その他の必要書類 ・対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発行日から３ヶ月以内のもの）※インターネット登記情報提供サービスから出力したものも可 ・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 ・支払済資金の場合は、領収書、通帳等
そ の 他 事 項	保証料は金利に含まれます
お 使 い み ち	申込本人様が居住（居住予定を含む）し申込人様もしくはそのご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはそのご家族が居住（居住予定を含む）し申込人様が所有している自宅にかかる次の資金 ① リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※諸費用とは印紙代、解体工事費用等 ② 申込人様が①を使途として当庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融除く）から借入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ③ 申込人様が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前３ヶ月の約定返済で、３営業日以上の履行遅滞が１度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①または②と合わせた申込みに限る） ④ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金（①と合わせた申込みで１００万円以内） 【対象となる自宅の条件】 申込人様またはそのご家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの。ただし、次のものは除きます。 ・ 当庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権 ・ 他行住宅ローンにかかる抵当権
ご 融 資 額	１，０００万円以内（１万円単位）
ご 利 用 期 間	３ヶ月以上１５年以内
ご 融 資 利 率	金利一覧をご確認ください